

## 桂坂学区フォルトの維持管理について

京都市建設局みどり政策推進室(街路樹育成担当)

	京都市による維持管理	桂坂学区の皆様における留意事項
管理仕様全般及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市は道路への通行支障を発見した場合や民地へ越境しているなどの状況で地域から要望があった場合のみ、剪定・除草・伐採などを行います。</li> <li>植栽に関する要望を受け、京都市が剪定等を必要と判断したフォルトは、要望者などと相談の上、剪定等を行います。その際の方針としては、今後の管理のしやすさを考え、予算の範囲内で、高木を伐採し低木中心の仕様に近づけていきます。ただし、植栽帯であるため、植栽の全撤去は行いません。</li> <li>補植を希望する場合は、花が咲き管理のしやすい樹種を積極的に植えて、低木を中心とした植栽にしていきます。</li> <li>ご要望があっても、京都市で管理できない樹木は植えることはできません。また、隣接されているお宅の雰囲気合った植栽を検討することはできません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や隣接者によって、維持管理していただくことはコミュニティーの活性化に繋がるため、ご協力をお願いします。</li> <li>地域や隣接者によって、全ての樹木を伐採するなど大きく改変する場合には、京都市にご相談いただく必要があります。</li> </ul>
低木について	<ul style="list-style-type: none"> <li>要望を受け、京都市が現場を確認し、伸びている（大きくなっている）と判断すれば、剪定します。目安としては、フォルトの上部から高さが、70 cm以上となり見通し不良である場合や、道路側に越境し通行支障となっているなどを想定しております。</li> <li>トゲがあるなど京都市で管理することができない植物の場合は、剪定ではなく別の樹種に植え替えることもあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や隣接者で剪定を行う場合、枝葉をすべて切り取り、樹形を大きく変える剪定は景観を損ねるため認められません。</li> <li>京都市が植栽したものであっても必要に応じて地域や隣接者で樹形を整えることや高さを抑える等の管理上必要でかつ景観を損ねない場合は剪定をお願いします。</li> <li>樹木が大きくなりすぎて、お困りの場合は、京都市にご相談ください。</li> </ul>
高木について	<ul style="list-style-type: none"> <li>要望を受け、京都市が現場を確認し、民地に越境している、通行の支障となっているなどの問題が確認された場合のみ、剪定を実施します。</li> <li>枝が電線に架かっているため剪定して欲しいというご要望は、京都市が電線管理者に問い合わせしたうえで問題あると判断した場合、電線管理者が剪定します。</li> </ul>	
隣接する方が管理する花などの植栽について	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽の管理ができていないと京都市が判断した場合、撤去をお願いすることがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォルトの隣接者が、好きなお花（植物）を植えていただくのは差し支えありませんが、責任を持って管理をお願いします。ただし、個人の利益にかかわる植物は市有地での植栽はできないため、野菜などの植栽については、撤去をお願いします。また、背が高くなる植物やトゲのある植物などの植栽は危険であるため認められません。</li> </ul>
雑草対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォルトに植栽がない場合は、低木を植栽することで雑草の繁茂を抑制します。</li> <li>京都市の街路樹の管理水準（除草は年に2回、低木の剪定は年に1回、高木の剪定は適宜）以上のことはできません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市では、雑草対策として、防草シートの設置などは行っておらず、またコンクリートで埋めてしまうような施工も認められません。</li> <li>地域や隣接者で雑草対策をされる場合、地域の景観に配慮するようにしていただき、京都市にご連絡をお願いします。</li> </ul>